

令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)

平時の省CO2と災害時避難施設を両立する
直流による建物間融通支援事業

公募概要

令和 2 年 7 月

一般社団法人 環境技術普及促進協会

○はじめに

1. 補助金の目的と性格
2. 公募する事業の対象等
 - ＜事業の対象＞
 - ＜補助金の交付額＞
 - ＜補助金の応募を申請できる者＞
 - ＜補助事業期間＞
3. 補助対象事業の選定
4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項
5. 応募方法について
6. お問い合わせ先

○ご参考

◆ 本補助金の執行は、法律及び交付規程等の規定により適正に行う必要があります。

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ・地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業交付規程（令和2年7月16日環技業（一）第20-071601号）
- ・地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業実施要領（令和2年4月1日環地温発第20040145号）

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合は、交付規程に基づき交付の決定の解除の措置をとることもあります。また、補助事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求められますので、この点について十分ご理解の上で、応募いただきますようお願いいたします。

◆この補助金は、建物間での直流給電システム構築に係る設備等の導入により、平時の省CO₂と災害時の自立運転を両立するシステムを構築する事業を実施する事業者に対し、これらの事業に要する経費の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの主力化とレジリエンス強化を同時に向上させ、地域におけるCO₂排出量削減を図ることを目的としています。

1. 補助事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
2. 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。
3. 補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請し、承認を受ける必要があります。
4. これらの義務を十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。

(1) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

①地域内再エネ活用モデル事業

(2) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業

①需要家側運転制御事業

②再エネ発電側運転制御事業

(3) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業

①直流給電計画策定事業

②直流給電設備導入事業

2-1. 公募する事業の対象等-2

(3) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業

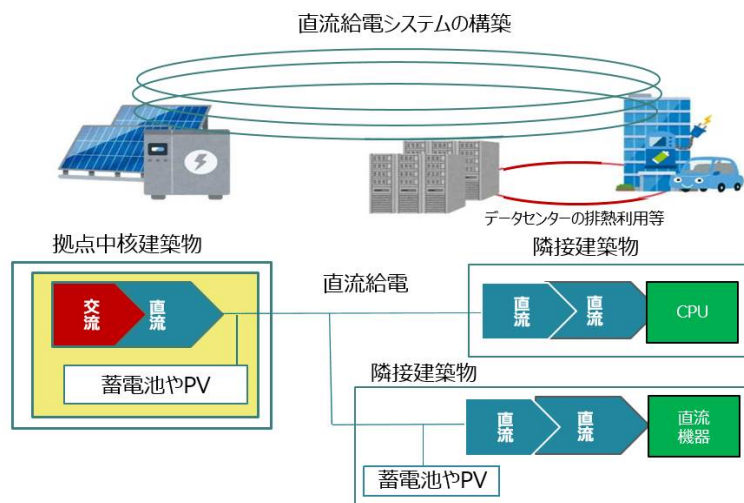
① 計画策定を行う事業

「直流給電計画策定事業」

省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、直流給電による建物間電力融通に係る事業実施計画（以下、「本計画」という。）の策定を行う事業。

なお、本計画の策定後 **3年以内** に**設備導入**を行うこと。

【イメージ図】



設備等導入を前提とした計画策定を行う事業であり、実現可能性調査（F/S）は対象外です。



2-1. 公募する事業の対象等-3

＜事業の対象＞

【基本要件】

策定する事業実施計画は、下記の要件を全て満たさなければならない。

- ア 給電システムを直流とすることで、交流給電システムと比べて電力変換段数の減少により電力変換時のエネルギーロスを低減し、二酸化炭素排出量削減効果を有すること。
- イ 系統のブラックアウト時には自立運転可能なシステムを構築する計画であること。
- ウ 直流給電システムを、自営線を用いて複数の建物間でつなぎ、構築するシステムの計画であること。（系統との連系の有無は問わない）
- エ 本計画を確実に実行するための資金的根拠等を有すること。

2-1. 公募する事業の対象等-4

【補助対象経費】

- a 人件費※1
- b 業務費※2

※1 人件費の計上については、原則として国土交通省の「設計業務委託等技術者単価」、「設計業務等標準積算基準」を準用し、その他の算出基準を採用する場合は、その根拠を明確にすること。

※2 詳細は公募要領「別表第1」参照のこと。

【主な補助対象外となる経費】

- a PC、ワークステーション、その他の備品類の購入費用
- b ソフトウェア購入費用及び保守・ライセンス費用等

2-1. 公募する事業の対象等 - 5

<補助金の交付額>

○補助対象経費の1分の1（上限1,000万円）

※ 詳細は公募要領「別表第1」参照のこと。

<補助金の応募を申請できる者>

○補助金の応募を申請できる者は、以下のとおりとする。

ア 民間企業

イ 地方公共団体

ウ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

オ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

<補助事業期間>

○補助事業期間

単年度とする。

○事業実施期間

原則として、交付決定を受けた日から当該年度の**1月末日**までとする。

2-2. 公募する事業の対象等-1

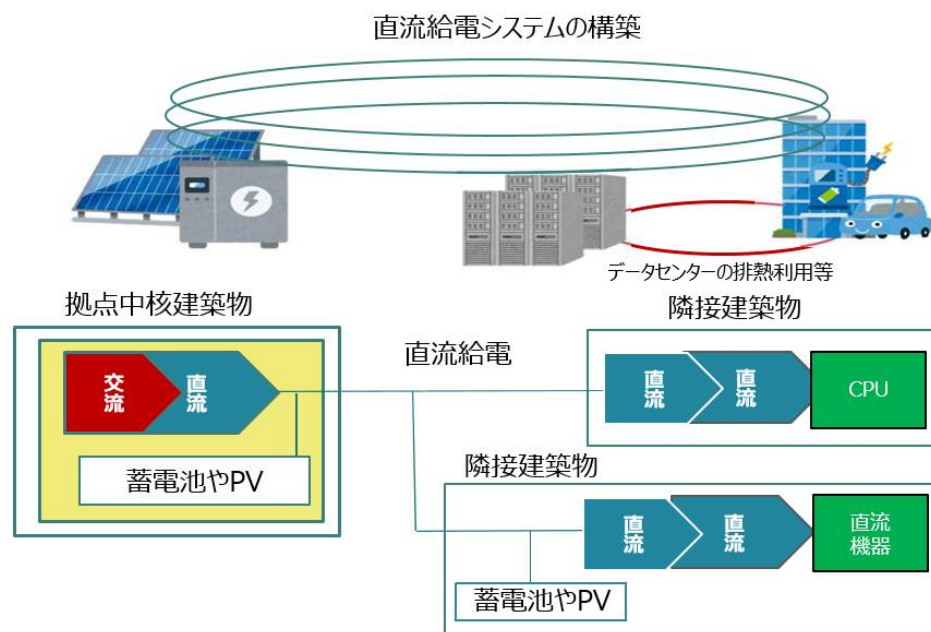
(3)平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業

② 設備等導入を行う事業

「直流給電設備導入事業」

「①直流給電計画策定事業」で策定した事業実施計画、もしくは事業実施計画と同等と環境省が認めた計画等に基づき、省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる直流給電による建物間電力融通に係る設備等を導入する事業。

【イメージ図】



計画が策定されていることが前提です。
応募時には計画策定の要件を満たす内容の計画等を提出してください。

2-2. 公募する事業の対象等-2

＜事業の対象＞

【基本要件】

下記の要件を全て満たさなければならない。

- ア 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、明確な算出根拠を有すること。
- イ 系統のブラックアウト時には自立運転可能なシステムを構築すること。
- ウ 直流給電システムを、自営線を用いて複数の建物間でつなぎ、構築すること。
(系統との連系の有無は問わない)
- エ 設備導入時及び導入後における、民間資金の導入並びに持続的な運営及び維持管理体制等を有すること。
- オ 固定価格買取制度の適用を受けて売電を行わないこと。

2-2. 公募する事業の対象等-3

【補助対象設備】

主な補助対象設備は以下のとおりとする。

- a 再生可能エネルギー発電設備及びその付帯設備※1
- b 蓄電池及びその付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該蓄電池及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等）※2
- c 車載型蓄電池(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車) ※3
- d 電線、変圧器、及び受電設備等電力供給や系統連系に必要な設備
- e 再生可能エネルギー熱供給設備及びその付帯設備(熱導管設備等)
(本事業により構築するエネルギーシステム内に熱を供給するものに限る。) ※1
- f エネルギー需給や設備を制御するために必要な通信・制御機器設備
- g 省エネルギー設備及びその付帯設備（fに掲げる設備の制御下にある主として直流で稼働する負荷設備及びその付帯設備であって、直流給電システムに直接接続することにより電力変換時のエネルギーロスを低減し、交流で稼働させる場合と比較して省CO2効果を有するものに限る。）※4

2-2. 公募する事業の対象等-4

- ※ 1 a 及び e で対象とする再生可能エネルギーは、以下のものとする。
太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス（依存率が発熱量ベースで60%以上）、その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、持続的に利用できるもの。
また、a の再生可能エネルギー発電設備については、直流で発電するもの、もしくは交流で発電するものであって、直流給電を行う方が交流給電より給電効率が高くなるものに限る。
- ※ 2 b の設備のうち、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充放電設備及び充電設備については、以下の銘柄に限ります。
（充放電設備）経済産業省のグリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（以下、CEV補助金）の「補助対象V2H充放電設備一覧」
（充電設備）経済産業省 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金（以下、充電インフラ整備事業費補助金）の「補助対象充電設備型式一覧」
- ※ 3 c の車載型蓄電池は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備を導入し、従来車からの買替えて導入する外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載されている蓄電池（経済産業省のグリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の補助対象の銘柄に限る。）に限る。
なお、当該車両については、CEV補助金との併用はできない。
- ※ 4 「省エネルギー設備」とは、直流給電システムにより稼働する需要家側負荷設備とその排熱を活用する二次側設備の直前までを指す。

【主な補助対象外設備】

- a 交流給電のための設備及び自営線
- b 交流給電により稼働する需要家側設備
- c 需要家側設備の排熱を利用する二次側設備（給湯設備、空調機等）

2-2. 公募する事業の対象等 - 5

＜補助金の交付額＞

○補助対象経費の3分の2

(上限は10億円／年)

◇車載型蓄電池については、蓄電容量(kWh)の2分の1に2万円を乗じて得た額(C E V補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。ただし、離島※¹においては、蓄電容量(kWh)の3分の2に2万円を乗じて得た額(上限額80万円とする。)

◇充放電設備については、C E V補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限とする※²。
充電設備については、充電インフラ整備事業費補助金の「補助対象充電設備型式一覧」の事業毎の補助金交付額を上限額とする※²。

※¹ 「離島」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)において、離島となる区域をいう。

※² 離島については、上限額はない。

※³ 詳細は公募要領「別表第1」参照のこと。

2-2. 公募する事業の対象等-6

【(3)②直流給電設備導入事業 補助金の交付額まとめ】

○車載型蓄電池とその他の設備で補助金交額の計算方法が異なりますので、車載型蓄電池を補助対象設備に含む場合は注意すること。

算定方法		離島以外	離島
【1】 [A] ~ [C] を除く	交付額	補助対象経費の3分の2	
【2】 [A] 車載型蓄電池	交付額	蓄電容量(kWh)の 2分の1×2万円	蓄電容量(kWh)の 3分の2×2万円
	上限※	CEV補助金の 銘柄ごとの補助金交付額	80万円
【3】 [B] 充放電設備 [C] 充電設備	交付額	補助対象経費の3分の2	
	上限※	[B] CEV補助金の銘柄ごとの 補助金交付額 [C] 充電インフラ整備事業費補 助金の事業毎の補助金交付額	なし

※ 交付額の上限は、【1】～【3】総額で10億円/年。

2-2. 公募する事業の対象等-7

<補助金の応募を申請できる者>

○補助金の応募を申請できる者は、以下のとおりとする。

ア 民間企業

イ 地方公共団体

ウ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

オ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

<補助事業期間>

○補助事業期間

原則として単年度とする。

ただし、単年度での実施が困難な補助事業については、応募時に年度毎の事業の内容及び経費を明確に区分した実施計画書及び経費内訳書が提出されることを前提として、補助事業の期間を最大3カ年（令和2年度～4年度）とすることができる。

○各年度の事業実施期間

原則として、交付決定を受けた日から当該年度の1月末日までとする。

3. 補助対象事業の選定－1

【直流給電計画策定事業】

- 一般公募を行い選定する。
- 提出された実施計画書等をもとに厳正に審査(書面審査や対面ヒヤリング)を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について[予算の範囲内](#)で補助対象事業を選定する。
 - ア 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。
 - イ 事業の実施内容や工程等実施計画が実現可能なものであること。
 - ウ 交流給電システムと比較し、電力変換によるエネルギーロスの低減効果について優位性が見込まれるシステムを構築する計画策定事業であること。
 - エ 災害時等、系統からの供給が停止した場合においても、自立的かつ効率的な電力供給等が可能なシステムを構築する計画策定事業であること。
 - オ 建物間の、電力・熱融通及びエネルギー需給制御について、従来型の自立・分散型エネルギー需給システムと比較して、省エネルギー等について優位性が見込まれる計画を策定する事業であること。
 - カ CO2削減効果の費用対効果等が高く見込まれること。
- なお、応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありうる。
- 審査完了次第、結果は通知するが、審査結果に対するご意見は対応しない。
- 採択した事業については、対面ヒヤリングによる[中間評価](#)を実施する予定。

3. 補助対象事業の選定－2

【直流給電設備導入事業】

- 一般公募を行い選定する。
- 提出された実施計画書等をもとに厳正に審査(書面審査や対面ヒヤリング)を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で補助対象事業を選定する。
 - ア 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。
 - イ 事業の実施内容や工程等実施計画が実現可能なものであること。
 - ウ 交流給電システムと比較し、電力変換によるエネルギーロスの低減効果について優位性が見込まれること。
 - エ 災害時等、系統からの供給が停止した場合においても、自立的かつ効率的な電力供給等が可能なシステムであること。
 - オ 建物間の、電力・熱融通及びエネルギー需給制御について、従来型の自立・分散型エネルギー需給システムと比較して、省エネルギー等について優位性が見込まれること。
 - カ CO2削減効果の費用対効果等が高く見込まれること。
 - キ 持続的な運用体制の維持等のために民間資金を活用する計画であること。
- なお、応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありうる。
- 審査完了次第、結果は通知するが、審査結果に対するご意見は対応しない。
- 採択した事業については、対面ヒヤリングによる中間評価を実施する予定。



【審査委員会対面ヒヤリングについて】

事業の選定において、書面審査と合わせて、対面ヒヤリングを実施。

＜対面ヒヤリングの方法＞

対面ヒヤリングは8月末～9月上旬頃を予定しているので、決定次第応募者には連絡。

以下に記載する資料で、審査委員の前で応募代表者の方が説明すること。

当日の説明時間等詳細は、別途連絡する。

＜対面ヒヤリング用資料及び提出時期＞

- ・ヒヤリング資料は応募内容を簡潔にまとめ、パワーポイント（Windows版）で作成のこと。
- ・資料の電子データを別途、協会が指定する日までにメールで送付すること。
（メールアドレスは後の問い合わせ先と同じ）
- ・資料のハードコピーを審査委員会当日持参のこと。
部数は別途連絡する。

4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に 係る留意事項



本補助金の交付は、令和2年度予算の範囲内で交付するものとし、適正化法及びその他の関係法令の規定並びに本補助金の交付規程によることとし、万が一、これらの**規定が守られない場合**は、**事業の中止、補助金の返還**などの措置がとられることがある。

【暴力団排除に関する誓約事項】

応募にあたっては、地方公共団体以外の団体は、別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約し、押印した書類を提出すること。

(複数の団体による共同事業の場合は、共同事業者も提出すること。)

(1) 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

なお、直流給電設備導入事業の補助対象経費の範囲は以下のとおり。

<補助対象経費の範囲>

工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費

補助対象経費の区分は公募要領「別表第2」(p24～p26)を参照。

<補助対象外経費の代表例>

- 事業に必要な用地の確保に要する経費
- 建屋の建設にかかる経費
- 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- 既存施設・設備等の撤去費
- 補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- その他事業の実施に直接関連のない経費

<利益等排除>

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上する。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠となる資料を提出してください。

(2) 複数の団体による共同事業について

補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で申請するものとし、その代表者（以下「代表事業者」という。）を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とする。

代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その財産を取得するものに限る。

(3) 翌年度における補助事業の開始

補助事業実施者は、複数年度計画補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、別途示す様式の申請書を協会に提出して、承認を受けること。

なお、申請をいただいたからといって必ずしも承認を確約するものではなく、また**予算の範囲内での交付となるため、翌年度以降の補助額に変更があり得る。**



(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者は補助金の交付申請書を提出すること。
補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に
支払が完了すること。

(2) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容を厳正に審査し交付の決定を行う。

(3) 補助事業の開始及び完了

補助事業者は協会から**交付決定を受けた後、事業を開始**すること。
補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たり以下を注意
のこと。(原則)

- ・ 契約・発注日は協会の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が
働く手続きによって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して**当該年度の1月末日**までに対価の
支払い及び精算が行われ補助事業が完了すること。



(4) 補助事業の計画変更等

補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、**協会に必ず事前に相談すること。**

変更内容によっては、交付規程に基づく変更交付申請書又は計画変更承認申請書を協会に提出し、変更交付決定や承認を得る必要がある。

(5) 完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは**当該年度2月10日**のいずれか早い日までに完了実績報告書を協会宛てに提出すること。

協会は、事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し事業者に確定通知する。

(6) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出し、その後協会から補助金を支払う。

(7) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他の証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要がある。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。

[交付規程 第8条 第八号]

(1) 維持管理

導入した設備等の取得財産は、環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要がある。

また、導入に関係する各種法令を遵守すること。

補助事業実施者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令15号)で定める期間を経過するまでの間、協会の承認なしで処分等しないこと。

補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受け、かつ当該J-クレジットを移転又は無効化しないこと。

(2) 二酸化炭素削減効果等の把握及び情報提供

対象事業の実施により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を協会の求めに応じて提供すること。



(3) 事業報告書の作成及び提出

補助事業者は補助事業の完了の日の属する年度の終了後 **3 年間**の期間について、**年度毎に年度の終了後 30 日以内**に当該補助事業による**過去1年間**の二酸化炭素削減効果等について、**「事業報告書」を環境大臣に提出**しなければならない。

また、**補助事業者は前記報告書の証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後 3 年間保存**しなければならない。

【応募書類概要】

ア 応募申請書【様式 1】

※補助事業を 2 者以上で実施する場合は、代表事業者が申請すること。

イ 実施計画書【別紙 1】

※事業の区分に応じた別紙 1－3－1 又は 1－3－2 を使用すること。

※補助要件を確認できる書類・計画書（ハード対策事業計算ファイル[別添 1－●●]、設備のシステム図、配置図、仕様書、記入内容の根拠等の資料）を必ず添付すること。

なお、それぞれの書類には番号を記載すること。

※ハード対策事業計算ファイルは導入予定の設備ごとに作成すること。

ハード対策事業計算ファイルの記載方法は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック
＜補助事業者用＞（平成 29 年 2 月）を参照のこと。

※ハード対策事業計算ファイルと別に各設備ごとのCO2削減量及びその単価を整理した表も作成し、添付すること。

ウ 経費内訳【別紙 2】

※事業の区分に応じた別紙 2－3－1 又は 2－3－2 を使用すること。

※金額の根拠書類（見積書、積算書等）を基に、別に示す事業の区分に応じた「経費内訳対比表」を作成し、その集計結果を別紙 2 に転記すること。

その根拠書類（見積書・積算書）も添付すること。

※複数年度計画事業は、各年度ごと及び期間全体を合計した別紙 2 及び「経費内訳対比表」も添付すること。

【応募書類概要】(続き)

エ 予算書【別紙 3】

地方公共団体が代表事業者として申請する場合、「地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」に係る予算書等の抜粋を提出すること。

オ 民間団体が代表事業者として申請する場合は、「経理的基礎等に関する提出書類」

カ 代表事業者(共同事業者がある場合はそれを含む。)の企業パンフレット等、定款、寄付行為等

キ 法律に基づく事業者であることを補助事業の要件としている事業については、法律に基づく事業であることを証する行政機関から通知された許可証等の写し

ク その他参考資料

a 複数の団体が共同で申請する場合、代表事業者及び共同事業者間の役割分担及び債務負担等に関する協定、覚書、契約等の案

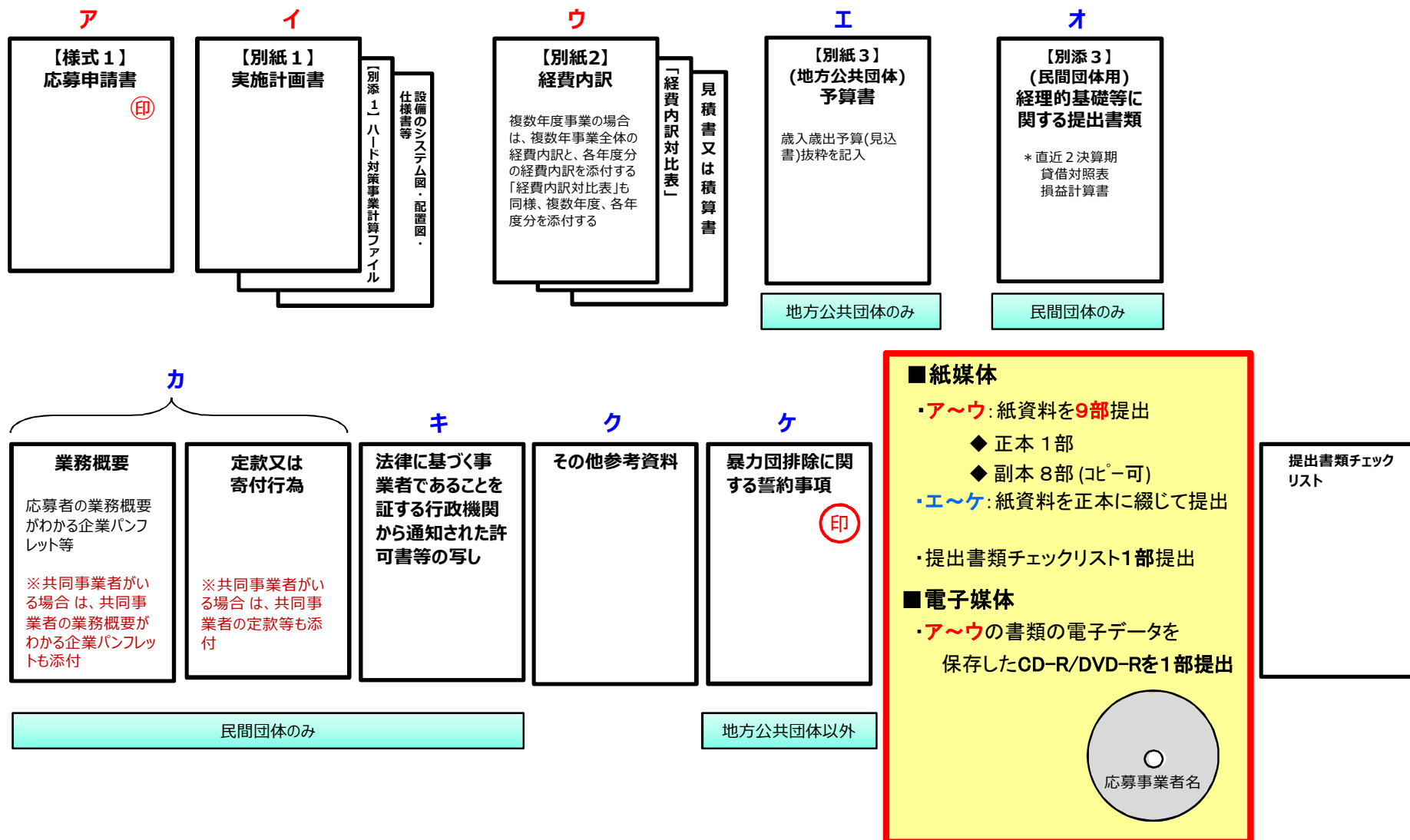
b その他参考資料

ケ 暴力団排除に関する誓約事項

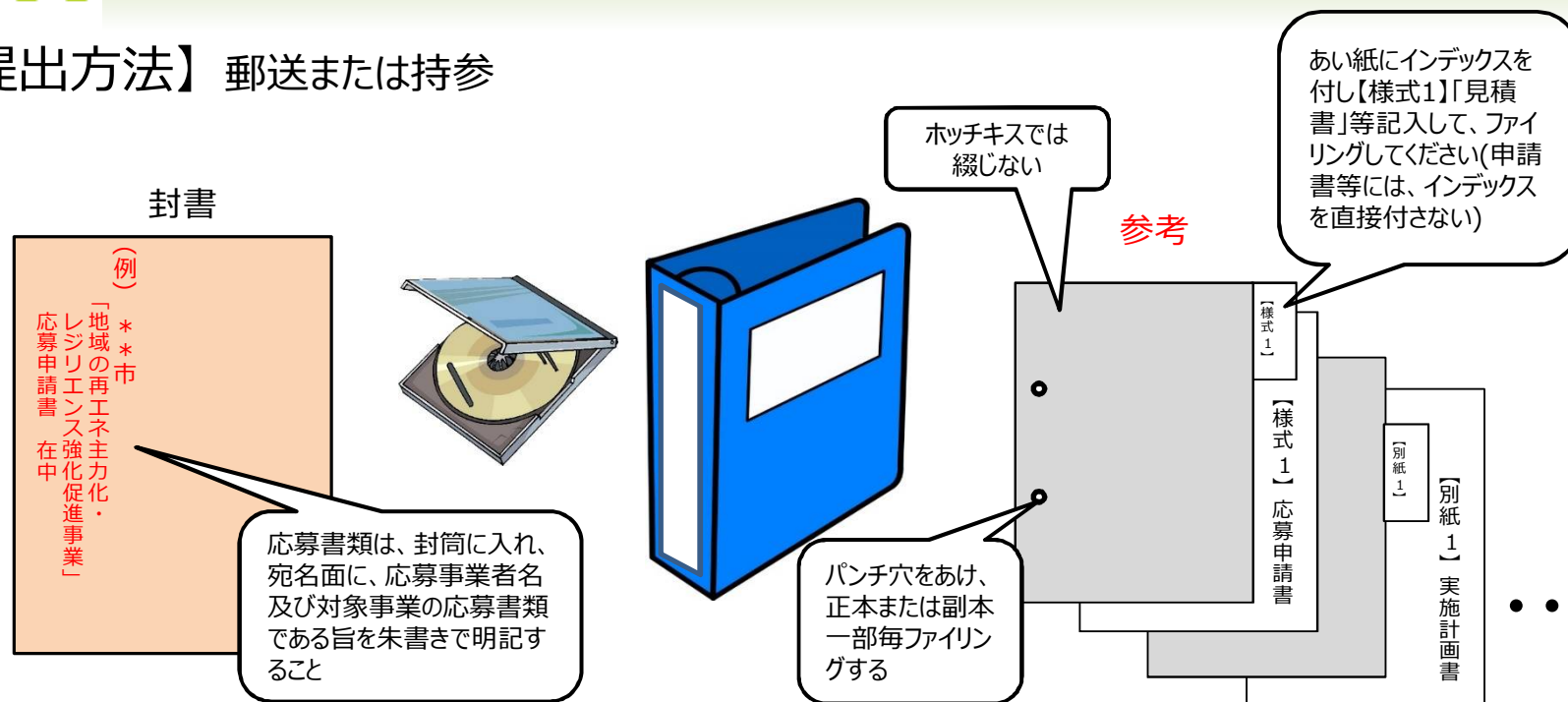
代表事業者及び共同事業者。地方公共団体を除く

【応募書類・提出部数】

正本 1 部、副本 8 部、CD-R/DVD-R 1 部



【提出方法】 郵送または持参



【提出期間・提出先】

令和2年7月17日（金）～8月19日（水）17時 必着

〒534-0024 大阪市都島区東野田町2-5-10 京橋プラザビル 6階

一般社団法人 環境技術普及促進協会

「地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」担当宛

＜ご注意＞ 受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けません。十分な余裕をもって応募してください。



【お問い合わせ先】

お問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名に以下の例のように応募者名及び応募予定の事業名を記入してください。

<メール件名記入例>

【団体名】直流給電計画策定事業（または、直流給電設備導入事業）について お問い合わせ

<問い合わせ先>

一般社団法人 環境技術普及促進協会 業務部 業務第一グループ

問合せメールアドレス：**eta161@eta.or.jp**

【お問い合わせ期間】

令和2年7月17日（金）～8月12日（水）

※お問い合わせ期間を過ぎた質問の回答はしない。

【圧縮記帳】

補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(圧縮記帳の規定(法人税法 第42条))の適用を受けることができる。なお、規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となるので、所轄の税務署等にご相談のこと。

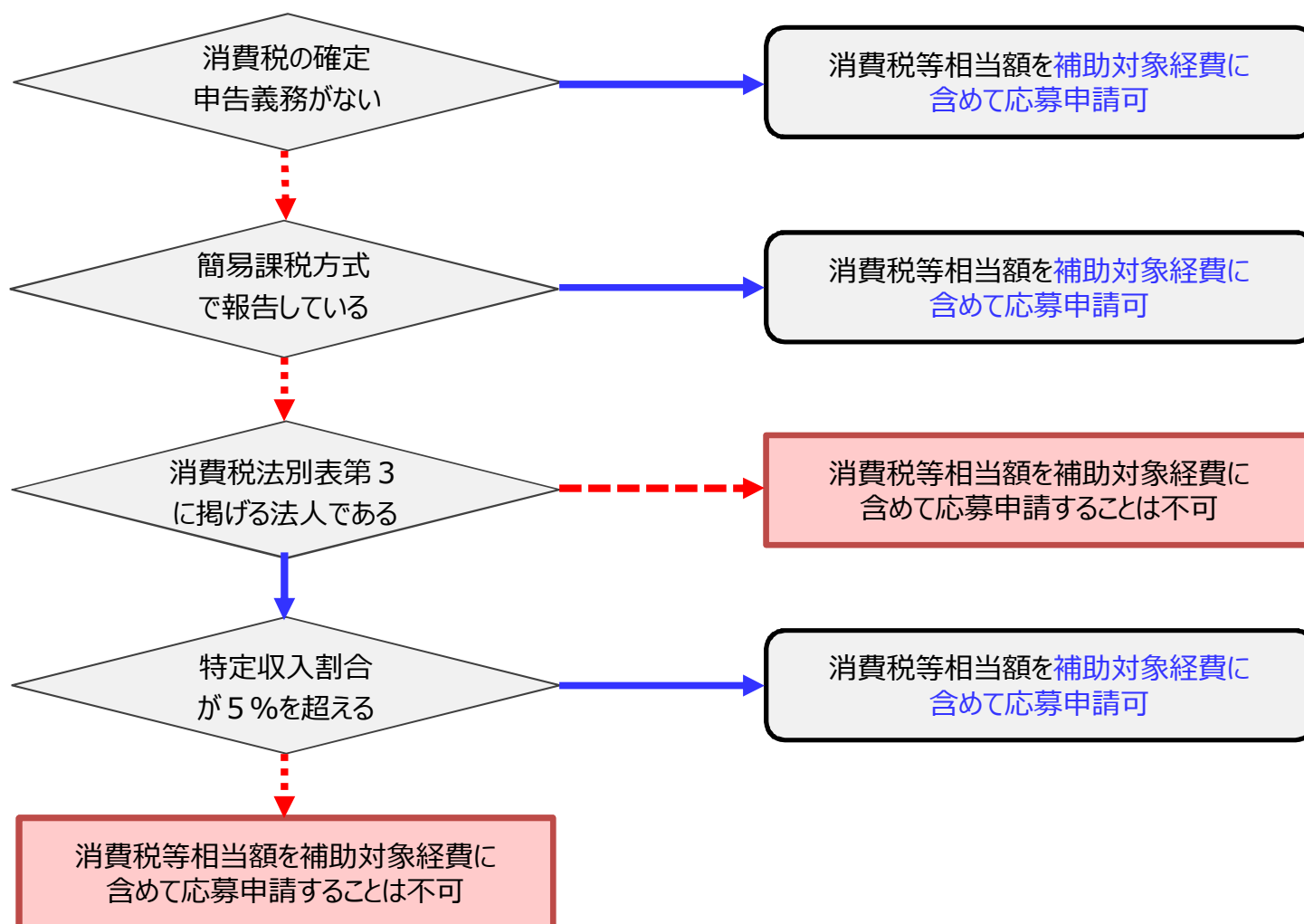
【消費税、地方消費税の取り扱い】

消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出のこと。[「交付規程 第4条 第2項」](#)

ただし、**補助対象経費に含めて応募申請できる場合**もある。

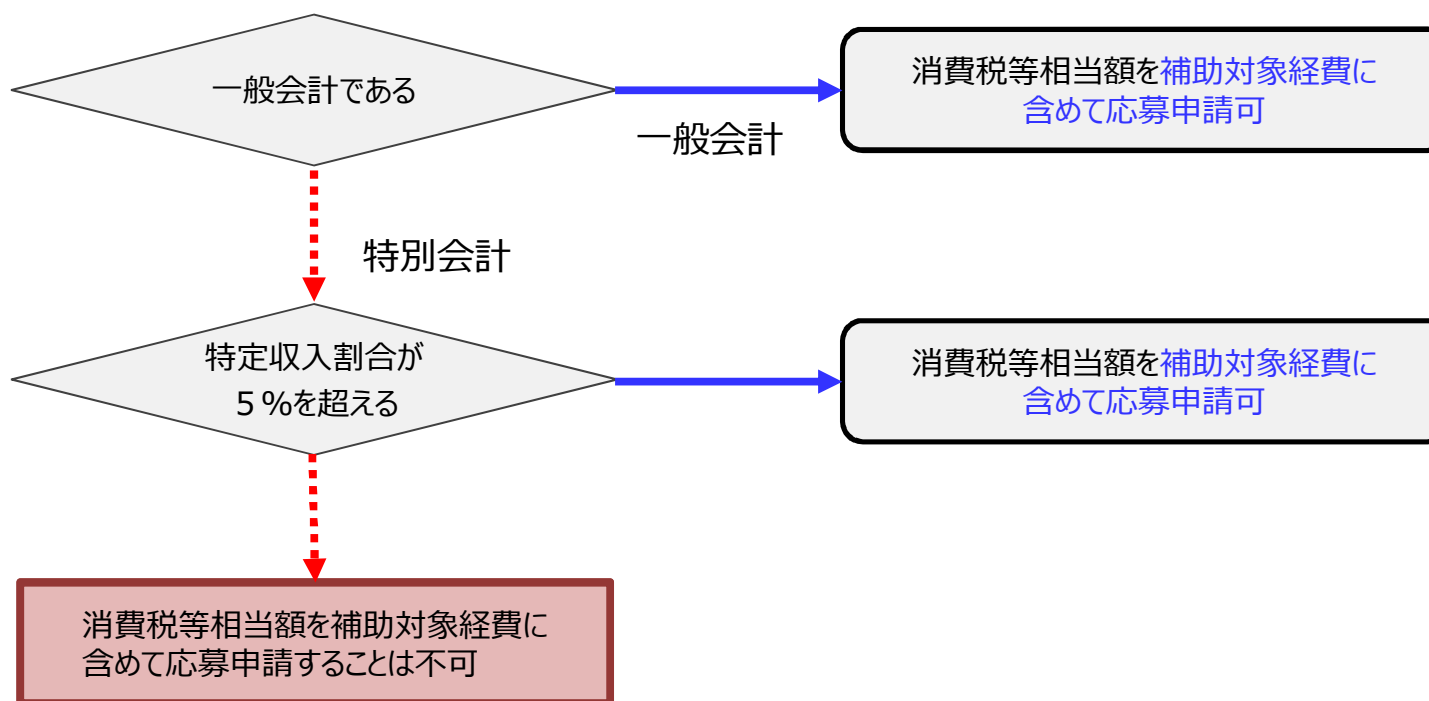
【地方公共団体以外】消費税等相当額 補助対象判断フローチャート

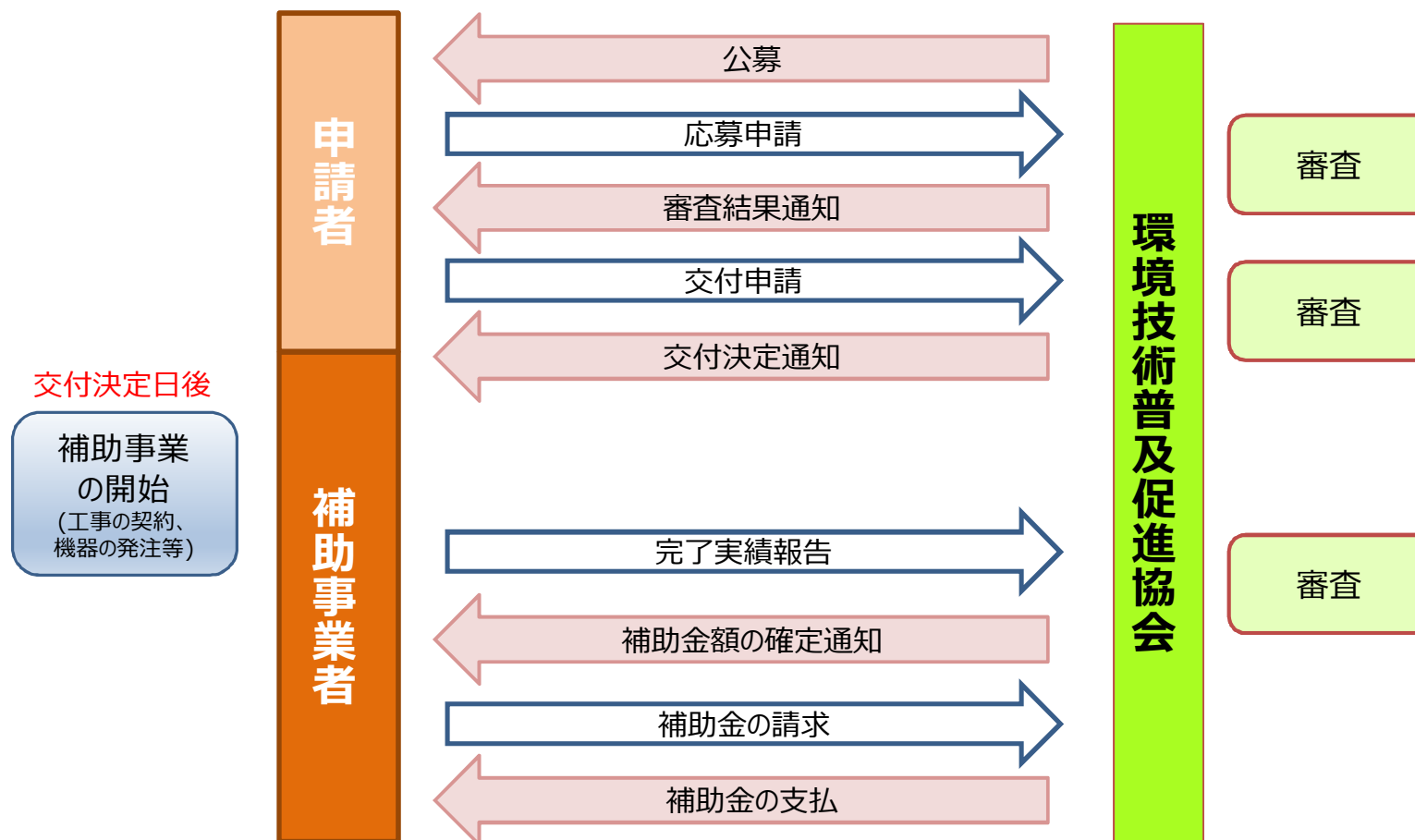
凡例： → はい - - - → いいえ



【地方公共団体】消費税等相当額 補助対象判断フローチャート

凡例： → はい → いいえ

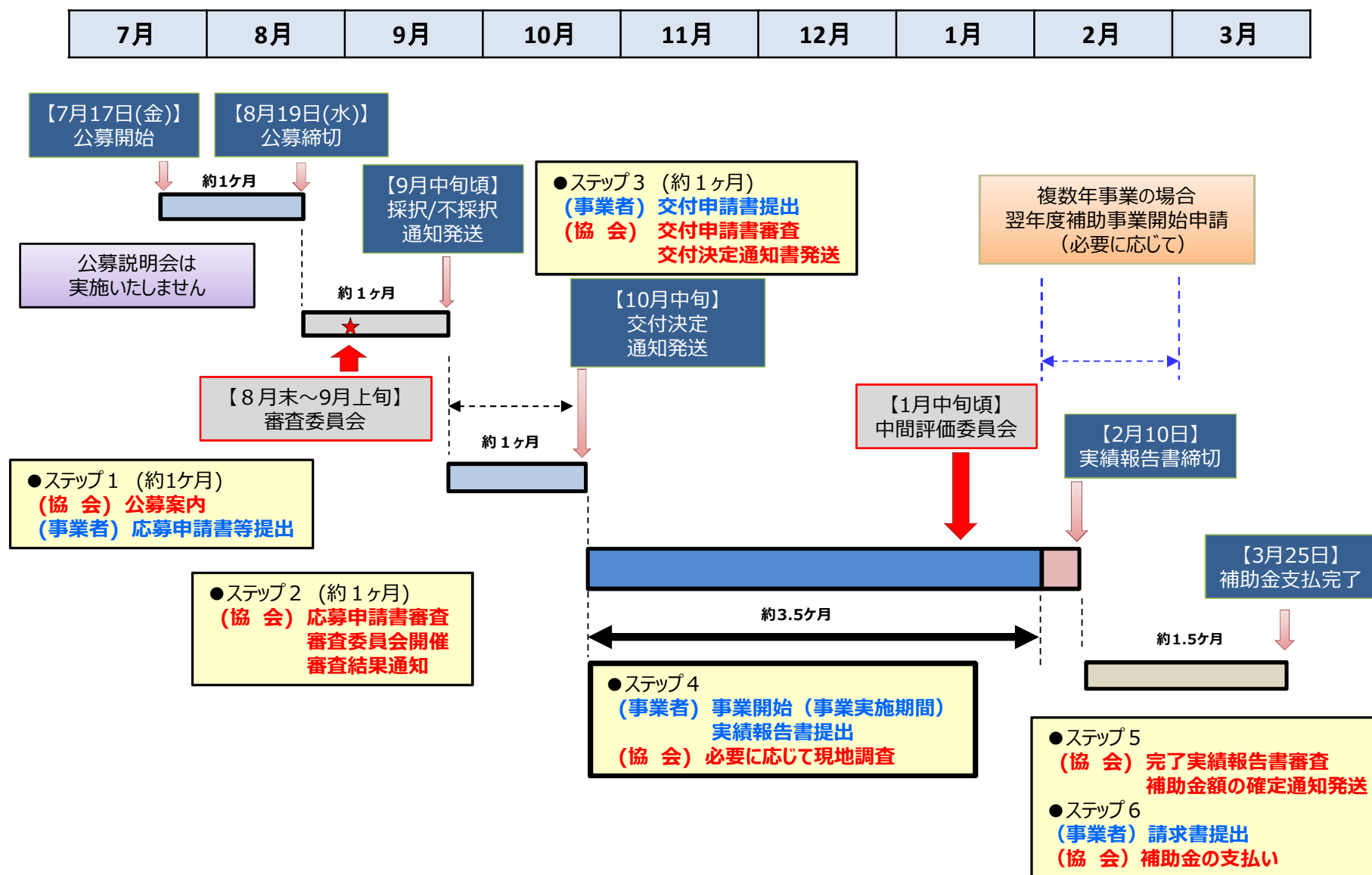




【ご注意】

- 採択通知後、改めて交付申請書を提出いただき、審査のうえ協会から交付決定通知を行う。[公募要領 p 1 4]
- 補助事業は、**交付決定日後**（採択通知後ではない）に開始すること。
[公募要領 p 1 4]
- 交付決定日前に発注等を行った経費は、補助対象にならないので注意の事。
[公募要領 p 2]

〈参考〉公募 スケジュール(予定)



電気事業法施行規則 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=407M50000400077#2365) 別表第一 抜粋	
北海道	礼文島、利尻島、天売島、焼尻島、奥尻島
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	飛島、佐渡島、粟島
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和三十一年九月二十九日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成二十年十月三十一日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡	大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島
富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中郡を除く。） 岐阜県のうち飛騨市（平成十六年一月三十一日における旧古城郡神岡町及び宮川村（昭和三十一年九月二十九日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成十六年二月二十九日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）	舩倉島
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 兵庫県のうち赤穂市（昭和三十八年九月一日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。） 香川県のうち小豆郡、香川郡 愛媛県のうち今治市（平成十七年一月十五日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡	島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島、見島
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	小呂島、対馬島、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島、壱岐島、若宮島、原島、長島、大島、上甕島、中甕島、下甕島、竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島、宝島、種子島、屋久島、口永良部島、奄美大島、喜界島、加計呂麻島、与路島、請島、徳之島、沖永良部島、与論島
沖縄県	粟国島、渡名喜島、久米島、奥武島、才一八島、北大東島、南大東島、宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、多良間島、水納島、石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（上地）、新城島（下地）、波照間島、与那国島